

岸和田市畜犬管理システム構築・移行業務委託契約書（案）

1. 業 務 名	岸和田市畜犬管理システム構築・移行業務
2. 業 務 場 所	岸和田市市民健康部健康推進課及び別途定める場所
3. 契 約 期 間	契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
4. 契 約 金 額	円 (内消費税及び地方消費税の額 金 円)
5. 契 約 保 証 金	岸和田市財務規則第 123 条第 2 号の規定により免除

岸和田市（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、岸和田市畜犬管理システム（以下「本システム」という。）構築・移行業務に関し、次の条項により契約を締結する。

契 約 条 項

（契約期間）

第 1 条 本契約期間は、頭書の期間とし、「岸和田市畜犬管理システム更新業務仕様書」に基づき令和 9 年 1 月 31 日までに本システムの構築・移行業務を完了するものとする。

（検査及び引渡し）

- 第 2 条 乙は、業務を完了したときは、業務完了報告書を作成し、甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の業務の完了の報告を受け、成果品が納入されたときは、直ちに検査を行うものとする。
- 3 乙は、検査に合格しないときは、直ちに補正を行い、甲に補正完了の報告をし、再検査を受けなければならない。
- 4 乙は、検査に合格した場合においても、直ちには発見することができない瑕疵については、なお業務の補正等その他の責を負うものとする。

（代金の支払）

- 第 3 条 乙は、第 2 条の規定による確認又は検査の終了後、甲に対して、契約金額を支払請求書により請求するものとし、甲はこれを支払う。
- 2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から 30 日以内に代金を支払わなければならない。
- 3 関連法令の改正により、消費税の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率を適用するものとする。

（テスト稼働期間中の本システム使用等）

- 第 4 条 令和 9 年 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間はテスト稼働期間とする。テスト稼働期間についても、本番稼働期間と同様の運用を行うものとする。
- 2 テスト稼働期間に係る本システム利用料は本契約に含めること。
- 3 本システムの本格運用開始日は令和 9 年 4 月 1 日とする。

（契約満了後の取り扱い）

第 5 条 本契約満了後の本システム利用については、別途本システム利用契約を締結し、継続して本システ

ムを利用できるものとする。

（構築・移行業務の再委託の禁止）

第6条 乙は、構築・移行業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請負わせてならない。ただし、一部の場合において、あらかじめ書面により甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により甲に承認を求める場合は、再委託する業者名、再委託の内容、業務執行の場所を書面に記載して提出するとともに、再委託を受けた者に対しても乙の責任において本契約の契約条項を遵守させなければならない。

（秘密の保持）

第7条 甲、乙は、本契約の遂行により知り得た他の当事者の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項に違反して、他の当事者に損害を与えたときは、その通常生ずべき直接損害を賠償しなければならないものとする。

（損害賠償）

第8条 甲、乙のいずれかが、本契約に関して自らの責任に帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償し、賠償内容については甲乙誠意を持って協議するものとする。

（第三者損害）

第9条 乙は、構築業務の実施において、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

（法令の遵守）

第10条 乙は、本契約の履行にあたり、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岸和田市個人情報保護条例（平成12年条例第10号）、岸和田市情報セキュリティポリシー、岸和田市電子計算機及び情報システム管理運用規程、労働基準法等関連法令等を遵守するものとする。

（管轄裁判所）

第11条 本契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

（誓約書の提出）

第12条 乙及び岸和田市暴力団排除条例（平成25年岸和田市条例第35号。以下「暴力団排除条例」という。）第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、乙がとりまとめて甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第13条 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。

2 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、乙に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、乙が当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。

3 前項の規定により乙が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合は、違約金として請負金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

5 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、この契約による請負金額の100分の10に相当する額

を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

- 6 第4項の場合において、乙が違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が指定する率を乗じて得た額を遅滞料として乙に請求することができる。ただし100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（履行遅滞の場合における延滞金）

第14条 乙の責に帰すべき理由により、第3条に規定する期限までに第6条に規定する機器の引き渡しを完了することができない場合において、期限経過後相当の期間内に完成する見込みがあると認めたときは、甲は乙から延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の延滞金は、契約金額につき、延滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額とする。

（疑義の決定）

第15条 本契約に定めのない事項については、関係法令その他諸習慣に従うほか、疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲) 大阪府岸和田市岸城町 7 番 1 号
 岸和田市
 岸和田市長 佐 野 英 利
 (市民健康部健康推進課取扱い)

乙)